

## ファミリー写真コンクール作品募集

日ごろの子どもたちの何気ない表情や動き、子どもの誕生日などの節目の記録、子どもたちと家族やペットとのふれあいの様子など、ご自身で撮影した写真を応募してみませんか。

今年も子どもたちの楽しい様子などを収めた写真をお待ちしています。

- 【応募資格】 町内在住・在勤、および当財団賛助会員、並びにその家族の方
- 【テーマ】 概ね20歳ぐらいまでのお子さんの様子を収めた、ご自身で撮影された家族のスナップ写真
- 【応募方法】 L版サイズにプリントアウトしたものは、郵送または直接持参してください。  
デジタルデータは、電子メールで送信してください。
- 【主な応募条件】 作品は、過去1年以内に撮影された未発表のもので、応募点数は1人1点とし、同一被写体での複数応募はできません。  
応募作品に、住所、氏名、電話番号、作品の題名とともに、お子さん、または家族への写真にちなんだメッセージを、40字以内にまとめたものを添えて提出してください。  
なお、応募作品は、当財団の広報誌などで、自由に公表できるものとします。
- 【入賞】 特選2点、入選3点、特別賞2点（賞状と賞品）
- 【参加賞】 応募者全員に、展示作品（A4判）と参加賞を進呈
- 【応募受付期間】 8月30日（金）～9月27日（金）必着
- 【応募作品展示】 11月8日（金）～10日（日） 町民文化祭（社会教育センター）  
11月12日（火）～29日（金） 社会教育センター ギャラリー
- 照会・応募先 （公財）箱根町文化・スポーツ財団
- 電話 87-5222
- 住所 〒250-0406 箱根町小涌谷520
- 電子メール bunsupo520@gmail.com

※ 当財団の業務時間は、土・日・月曜日、祝日および祝日の翌日を除く、平日の8時30分から17時までです。

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。  
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。  
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地）  
～裏面もご覧ください～



# 防火標語コンクール作品募集

箱根町防火管理者等協議会では、皆さんに火災予防に関心をもっていていただき、火災予防の輪を広げるため、今年も「防火標語コンクール」の作品を募集します。

- 【応募資格】 町内に在住・在学（小学生以上）・在勤の方  
【募集標語】 季節（春、夏、秋、冬）に応じた火災予防を呼びかける標語。  
応募作品は、応募者本人の未発表のもので、一人1点とし、返却はしません。また、作品の著作権は主催者に帰属させていただきます。

【部門】 一般の部（中学生以上）、小学生の部

【応募期限】 9月6日（金）

【応募方法】

- ・応募期限までに、応募作品（春、夏、秋、冬）と住所、氏名、電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年を記載し、応募先へ持参するか、郵送してください。（用紙の指定はありませんが、下の応募例を参考にしてください。）
- ・応募者の氏名などを防火標語カレンダーに印刷するなど公表しますので希望されない方は、その旨を応募用紙に記載してください。

【入賞（各部とも）】

特選1点（賞状・記念品） 入選3点（賞状・記念品）

※各部とも季節（春、夏、秋、冬）ごとに、1点を選び入選とし、その中の1点を特選とします。

※応募された方全員に参加賞を贈ります。

【その他】

特選および入選受賞作品を取り入れた「防火標語カレンダー」を作成し、秋季火災予防運動実施期間（11月）に合わせて町内宿泊施設などに配布します。

《 応募例 》

（標語）「 <u>春</u> の標語」 <u>※応募する季節を明記して下さい。</u> 「○○○○ ○○○○○○ ○○○○」
（住所）箱根町宮ノ下123番地 （氏名） <sup>はこね たろう</sup> 箱根 太郎
（電話）(89)1234 （学校名・学年）防災小学校 3学年
（※氏名などの公表を希望されない場合は、その旨、記載してください）

照会・応募先 〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1

箱根町消防本部消防総務課内 事務局

電話 82-4505

FAX 82-4237

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和6年7月25日発行】

# 木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

## 【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

## 【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

## 【日時・場所】

日時：8月21日（水）13時30分～15時30分

場所：箱根集会所 1 階会議室

\*相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

\*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

## 【申込方法・期限】

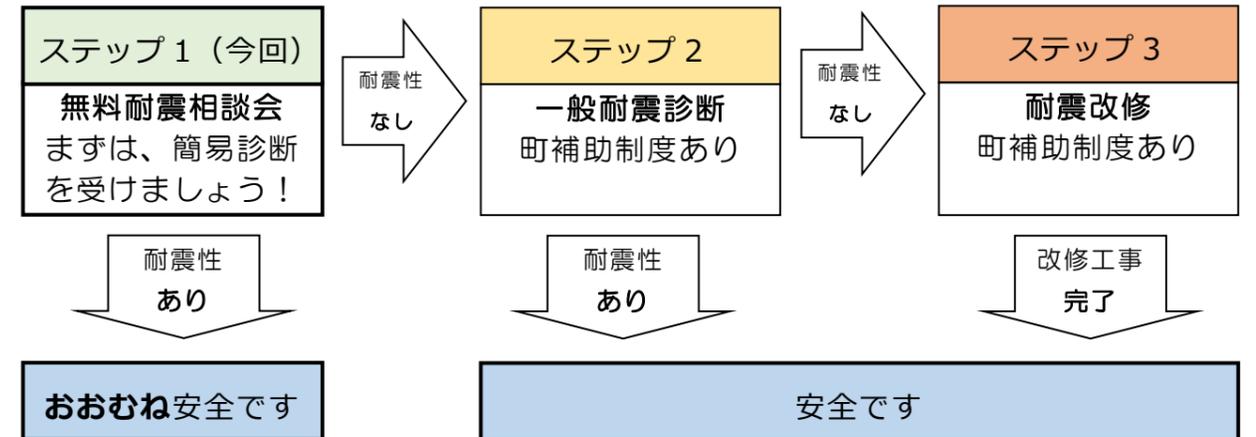
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：8月15日（木）12時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

## 【地震に強い家にするためのフロー】



## 【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。



箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

# 箱根探訪会「わらじをはいて石畳を 歩こう」参加者募集

江戸時代の東海道の石畳や杉並木が残る国史跡「箱根旧街道」は、箱根を代表する文化財です。

今回の探訪会では、江戸時代に旅人が使用した「わらじ」を履いて、石畳を歩く体験をしていただき、その価値を改めて知ってもらうと同時に、関所や甘酒茶屋や街道周辺の史跡などもあわせて散策します。

この機会に江戸時代の街道沿いの文化財について理解を深めてみませんか。



【日時】 8月26日（月）10時10分～14時15分  
（受付：9時45分から）

※雨天中止

【集合・解散】 集合「甘酒茶屋」バス停、解散「箱根関所」（現地集合・解散）  
※ 全行程を徒歩で移動します。途中、石畳の坂やハイキングコースを含む健脚向きの探訪会です。また、スタートとゴールは、別の場所になります。

【見学先】 甘酒茶屋周辺、箱根旧街道（石畳・杉並木）、賽の河原、恩賜箱根公園（昼食）、箱根関所など、周辺の史跡をめぐる。わらじを履いて歩く距離は、石畳のある約1.2キロメートルの区間で、その他の区間は、各自の靴を履いての歩行となります。

【定員】 10人（定員をこえた場合は抽選）

【参加費】 500円（保険代、資料代、わらじ代）

※ 受講料は当日徴収します。昼食は含みませんので、必ず各自で持参してください。また、わらじは、郷土資料館職員が手作りしたものになります。

【申込期限】 8月9日（金）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤靴のサイズ ⑥電話番号 ⑦今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

（開催当日に発熱などの症状のある方は、参加をお断りする場合があります。）

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 生涯学習課文化財係 電話（85）7601

# 介護予防のための「ゆっくりゆったり教室」

最近、「足腰が弱くなった」「つまづきやすくなった」「食事やお茶でむせてしまう」というようなことはありませんか。このような症状は、手足の筋肉や関節、また、口の周りの筋肉や飲み込む機能が低下してきている状態です。放っておくと日常生活に支障をきたすこともあります。

ゆったり、気負わず楽しく、身体を動かす生活習慣づくりに取り組んでみませんか。

【日 時】12日間

9月	5日(木)・12日(木)・19日(木)
10月	3日(木)・10日(木)・17日(木)・24(木)・31日(木)
11月	7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)

時間：10時00分～12時00分

※ 新型コロナウイルス感染症の影響や荒天により日程が変更になる可能性があります。その際は、参加者に改めてお知らせします。

【場 所】 星槎箱根キャンパス(旧仙石原中学校) 会議室A  
(箱根町仙石原 817-255)

【内 容】

日常生活に取り入れられる簡単な体操、レクリエーションなどの実技および口腔の手入れや栄養についての講義

【対 象】

- ・町内に住所を有する65歳以上の方で、医師に運動を止められていない方(軽度な運動や自力歩行が可能な方。)
- ・会場まで自力来所が可能な方で、ほとんどの日程の参加が可能な方

【募集人数】 15人

※ 定員を超えた場合は、抽選になります

【申込方法】

8月16日(金)まで申し込みを受け付けますので、電話で申し込んでください。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790



MY介護の広場

# イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。  
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

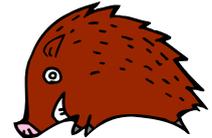
6年度6月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ		2	1		2	5	わな 5、銃器 0
ニホンジカ			9	7	20	36	わな 33、銃器 3

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

## 鳥獣被害を減らすために

### ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

### 定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任  
つかう責任



## 譲ります

(7月9日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1392	スチームユニオン	高圧スチーム洗浄機 箱入り、付属品有り	新品	要相談
1393	バイク用ヘルメット	フルフェイス 複数個有り	多少傷有	無料
1394	フランス料理本	『ミルメニュー 現代フランス 料理大全集』 全7巻	普通	無料
1395	水彩画本	『水彩画で描く』 全7巻	普通	無料

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565  
e-mail:web\_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

